

鹿児島市家賃支援金（第1期）



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、首都圏等における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置及び市内飲食店への営業時間の短縮要請等により大きな影響を受けている中小企業者等の事業継続の下支えを行うため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、家賃支援金を給付します。

対象者 ・ 申請要件

- 次の1～5の全てに該当していること
- 以下の支援金・協力金（以下、国・県支援金等）いずれかの給付決定を受けていること（注1）
 - 国「月次支援金（5月分または6月分）」
 - 県「鹿児島県事業継続一時支援金」
 - 県「鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金」（注2）
 - 自らの事業のために鹿児島市内にある他人の土地・建物を直接占有し、使用・収益をしていること
 - 今後も事業を継続する意思があること
 - 同一対象期に本支援金の交付を受けていないこと
 - 申請者等は暴力団等に関与していないこと
- (注1) 国・県支援金等を申請し、国・県から給付決定を受けた後に、鹿児島市に「家賃支援金」の申請をしてください。
- (注2) 要請の対象となる協力金全ての給付決定を受けていること。（下図参照）

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金		ア、イ、ウの要請対象	イ、ウの要請対象	ウの要請対象
		5月7日時点で営業継続中	5月8日以降の創業で、5月20日時点で営業継続中	5月21日以降の創業で、6月4日時点で営業継続中
ア	5月 7日要請分 協力金	○		
イ	5月20日要請分 協力金	○	○	
ウ	6月 4日要請分 協力金	○	○	○

支援金額

支払賃料（月額）の1/2（注3） ※千円未満切捨て
 （上限額：法人20万円、個人事業者10万円） ※給付は1回限り
 (注3) 令和3年5月分または6月分のうち、支払済のいずれか1か月分が対象

申請に必要な提出書類

【法人・個人事業者共通】 **提出書類を簡素化しました**

	提出書類	備考（注意点）
1	申請書（様式あり）	「住所又は所在地」欄は、法人は登記上の本店所在地、個人事業者は申請者の住所を記入
2	誓約書（様式あり）	
3	国・県支援金等の振込のお知らせの写し	紛失した場合は、裏面「Q&A」を参照
4	通帳の写し	「口座の名義」と「支援金等の振込」が確認できるページ
5	賃貸借契約書等の写し	令和3年5月または6月及び申請時点において有効なもの（注4）
6	賃料支払対象物件の写真	外観・内観それぞれ1枚以上
7	賃料を支払ったことが確認できる書類の写し	賃料支払の領収書等（令和3年5月分または6月分）
8	確定申告書の写し	税務署の收受日付印または電子申告の受信通知があるもの
9	振込先口座に関する書類の写し	通帳表紙の裏面など

(注4) 賃料、その他費用、契約期間（自動更新の条項）、物件所在地、賃貸人・賃借人の住所氏名の記載があるもの

申請書等は市ホームページからダウンロードできます。
市役所本庁及び各支所にも置いています。必ず「申請要領」を確認のうえ提出してください。

申請方法

原則 **郵送**

郵送先	〒892-0842 鹿児島市東千石町2-1 芙蓉ビル6階 鹿児島市家賃支援金申請事務局 宛
-----	--

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法を推奨します。

受付期間を延長しました

申請受付期間

令和3年7月15日（木）～ 令和3年11月30日（火） 消印有効

お問い合わせ先

鹿児島市家賃支援金専用ダイヤル
 ☎099-295-4381（平日8:30～17:15）

鹿児島市家賃支援金 申請から給付までの流れ

1 国・県支援金等の申請

給付対象者の要件等を確認し、国・県に申請してください。

2 国・県から振込のお知らせを受領

国・県から給付決定を受けた後に、市に「家賃支援金」を申請してください。

3 申請要件を満たしているかの確認

表面の「申請要件の1～5」全てに該当しているか確認してください。
市内・市外の両方に土地・建物を賃借している場合は、市内の土地・建物のみが対象となります。

4 申請書等の準備

上記の「申請に必要な提出書類」を準備してください。法人か、個人事業者によって、ご準備いただく書類が異なりますので、準備にあたっては必ず「申請要領」を確認してください。

5 申請（郵送による申請書等の提出）

提出書類の準備ができましたら、郵送してください。（宛先は表面参照）
※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法を推奨します。

6 給付

市は申請書を受付後、通常2週間程度でご依頼の口座に入金します。受付や入金のご連絡はしませんので振込口座にて確認してください。
また、書類の不備等があった場合は、別途申請書に記載の連絡先へご連絡します。

Q & A 鹿児島市家賃支援金

Q1 対象となる賃料はどこまでが対象となるのか。共益費等は対象になるのか。

店舗等の家賃のほか、店舗部分の借地料及び営業に係る駐車場の借地料は対象となります。
賃貸借契約書等にて共益費、管理費の規定が確認できる場合、支援対象となります。
また、オフィス使用料や商業施設のテナント料等の賃料とみなされる固定費については対象となります。

Q2 店舗兼住宅の場合、支援対象となる賃料は。

店舗部分の賃料相当額が支援対象となります。

Q3 賃料の減額等を受けている場合の支援額は。

賃料の減免を受けている場合は、減免後の賃料が支援対象となります。

Q4 賃借している店舗を第三者に貸しているが、支援の対象になるのか。

転貸（又貸し）を目的としている取引は支援対象外（自らが使用・収益する部分を除く）となります。

Q5 賃貸人（かしぬし）が賃借人（かりぬし）の代表取締役である取引は対象になりますか。（自己取引）

賃貸人（かしぬし）が賃借人（かりぬし）の代表取締役である場合や、賃貸人（かしぬし）が賃借人（かりぬし）の議決権の過半数を有している場合などの会社法に規定する親会社等・子会社等の関係にある場合は対象になりません。

Q6 振込のお知らせを紛失しました。どうしたらよいですか。

下表の「申請者の対応」を行ってください。市から県に給付内容等を確認する場合は、審査・振込まで時間を要しますので、ご了承ください。

支援金・協力金	申請者の対応	
国 「月次支援金」	（ 共 通 ） ① 国・県支援金の振込が確認できる部分の通帳の写しを提出 ② 通帳の写しの余白に振込のお知らせ紛失した旨を記載	月次支援金のマイページの写しまたは給付通知のメールの本文の写しを提出
県 「鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金」		※市から県に給付内容等を確認します
県 「鹿児島県事業継続一時支援金」		
県 「鹿児島県事業継続月次支援金」		

支援金の詳細、申請書等の様式は市HPに掲載しています。



鹿児島市 家賃支援金

で検索

または右のQRコードよりご確認ください

